

情報開示の基本方針

当社グループは、社会から信頼され支持される企業を目指し情報開示をおこなうことを基本におき、当社ウェブサイト（<https://www.t-kagaku.co.jp/investor/>）に掲載し、適時・適切な情報開示をおこなう。

1. 情報開示に関する基本方針

適時開示につきましては、会社法・金融商品取引法等の関係法令および株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則（以下『適時開示規則』という。）」を遵守することはもちろん、経営姿勢や事業活動などを株主・投資家をはじめ、広く社会の皆様当社に対する理解をより一層深めていただくために、迅速かつ正確な情報開示をしていくよう努める。

2. 情報開示の方法

適時開示規則が定める重要事実該当する情報は、株式会社東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（T D n e t）などを通じて開示するほか、報道機関等を通じて開示するとともに、当社ホームページにも掲載する。

なお、適時開示規則における開示義務事項に該当しない、その他の会社情報を開示する場合についても、適時開示の趣旨を踏まえて、適切な方法により公開する。

3. 適時開示の社内体制

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりとする。

- ① 当社では、情報取扱責任者として管理グループ長が会社情報の統括管理をおこなう。
- ② 情報取扱責任者は、当社における重要な決定事実・発生事実等に関し、会社・金融商品取引法をはじめとした諸法令ならびに東京証券取引所制定の適時開示規則等に基づく開示の必要性の有無、公表の時期および方法等の検討をおこない、取締役会の決定、あるいは代表取締役社長の承認後、速やかに公表する。
- ③ 情報取扱責任者は、以下の方法により会社情報の統括管理をおこなう。
 - (1) 重要な決定事実については、決定機関である取締役会より事実を把握する。
 - (2) 重要な発生事実については、当該事実の発生部門の責任者より情報取扱責任者に報告を行う。
 - (3) 決算に関する情報については、管理グループ経理部が作成し、取締役会に付議される。
 - (4) 子会社に係る情報については、管理グループが管理し、情報取扱責任者に報告する。
 - (5) 内部情報に関しては「内部情報管理規程」を制定し、取締役および監査役並びに従業員が職務に関して取得した内部情報の適正管理、当社株式の売買その他の取引の規制等を徹底することにより、インサイダー取引の発生防止に努める。

2009年 3月 1日制定

2023年 10月 1日改定

東北化学薬品株式会社

代表取締役社長 東 康之